

所定疾患施設療養費算定状況について

介護老人保健施設において、入所者の方の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることになりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者の方々の健康、安心につなげていけるよう支援していきたいと思っています。

算定条件

所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月に1回限り算定するものであって、1月に連続する1日を7回算定することは認められない。

所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。

所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りである。

イ) 肺炎

ロ) 尿路感染症

ハ) 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

算定する場合にあたっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておく。

当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

○肺炎

血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っていきます。

○尿路感染症

血液検査、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っていきます。